

○東峰村課設置条例

平成17年3月28日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、課等の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 村長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

- (1) 総務企画課
- (2) 住民福祉課
- (3) ふるさと推進課
- (4) 農林建設課

(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務企画課
 - ア 地域振興施策に関する総合企画及び調整に関すること。
 - イ 新村建設計画、過疎、辺地及び総合計画に関すること。
 - ウ 広域行政に関すること。
 - エ 広聴に関すること。
 - オ 総合教育会議に関すること。
 - カ 秘書に関すること。
 - キ 行政改革に関すること。
 - ク 地域コミュニティに関すること。
 - ケ 統計庶務に関すること。
 - コ 職員の人事及び給与に関すること。
 - サ 公文書の収受及び発送に関すること。
 - シ 条例、規則、規程及び告示に関すること。
 - ス 村議会との連絡事務に関すること。
 - セ 選挙管理委員会に関すること。
 - ソ 総合窓口に関すること。
 - タ 自衛官募集に関すること。
 - チ 消防及び防災に関すること。
 - ツ 交通安全に関すること。
 - テ 防犯に関すること。
 - ト 予算その他財務に関すること。
 - ナ 電算システムに関すること。
 - ニ 庁舎の管理に関すること。
 - ヌ 財産管理に関すること。
 - ネ その他他課の主管に属しないこと。
- (2) 住民福祉課
 - ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関すること。
 - イ 環境衛生に関すること。
 - ウ 人権に関すること。
 - エ 男女共同参画の推進に関すること。

- オ 税務、土地及び家屋に関すること。
- カ 保健衛生に関すること。
- キ 社会福祉に関すること。
- ク 介護保険に関すること。
- ケ 交通費助成に関すること。
- コ 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- サ 後期高齢者医療及び公費医療に関すること。
- シ 診療所に関すること。

(3) ふるさと推進課

- ア 観光及び交流に関すること。
- イ 商業、工業等産業振興に関すること。
- ウ 消費生活及び労働行政に関すること。
- エ 日田彦山線沿線地域振興に関すること。
- オ 地域交通に関すること。
- カ 広報及びCATVに関すること。
- キ デジタル戦略推進に関すること。
- ク 情報収集、情報発信に関すること。
- ケ ふるさと納税に関すること。
- コ 移住・定住に関すること。

(4) 農林建設課

- ア 農業、林業、水産業及び畜産に関すること。
- イ 農業委員会に関すること。
- ウ 土木全般に関すること。
- エ 道路及び河川の管理に関すること。
- オ 公営住宅及び公園整備に関すること。
- カ 小石原川ダム関連水源地域振興等に関すること。
- キ 水道事業に関すること。
- ク 道路、河川及び農地の災害に関すること。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成24年6月25日条例第15号)

この条例は平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年2月10日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月1日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。